



長崎県公報

目 次

◎ 公 告	所管課(室)名
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧	砂 防 課

公 告

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和4年11月22日

長崎県知事 大石 賢吾

- 縦覧期間 令和4年11月22日から令和4年12月5日まで（土日祝日を除く勤務時間内）
- 縦覧場所 壱岐振興局建設部建設課、壱岐市役所郷ノ浦庁舎、壱岐市役所石田支所
- 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類
 - 壱岐市郷ノ浦町及び石田町の一部
急傾斜地の崩壊
- 意見書の提出
 - 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。
なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。
 - 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
 - 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき壱岐市長に意見聴取を求める際に添付する。
 - 提出先
〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触570
壱岐振興局建設部建設課

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰明
岩永印刷所